

面会に関する規程

1. 目的

本規定は、患者の療養環境の維持と患者・家族等との関係性の尊重を図りつつ、安全で円滑な医療提供体制を確保することを目的として、当院における面会の取扱いについて定めるものである。

2. 基本方針

当院は、入院中の患者とその家族等との面会は、患者の尊厳の保持及び療養生活の質の向上に資するのみならず、円滑な退院支援を行う上でも重要であることから、感染対策等の正当な理由なく、入院中の患者に対する家族等による面会を妨げない。

3. 面会可能時間

面会時間は原則として以下の時間帯とする。

13：30～17：00 15分間

ただし、患者の状態や診療上の都合により調整する場合がある。

4. 面会者

面会者は患者の家族（中学生以上）、4名までとする。

患者の希望により、その他の関係者の面会を認める場合がある。

5. 面会時の留意事項

面会者は以下の事項を遵守すること。

- 患者の療養環境を妨げないこと
- 病棟職員の指示に従うこと
- 感染症症状（発熱・咳等）がある場合は面会を控えること
- 面会時は手指衛生及びマスクの着用を行うこと

6. 面会制限を行う場合

次のような場合には、患者及び他の患者の安全確保の観点から、面会方法を制限することがある。

- 感染症の流行時
- 患者の治療・処置中
- 重症患者の療養環境確保が必要な場合
- 医療安全上必要と判断される場合

7. 規定の周知

本規定は院内掲示、ホームページ等により患者及び家族等へ周知する。

2026年5月28日 作成
遠賀中間医師会おんが病院